

○美里町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成 16 年 11 月 1 日

条例第 70 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 法人その他の団体であって、指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の指定)

第 3 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第 4 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 6 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第 5 条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第 6 条 町長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、町長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第 7 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 8 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 9 条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(審議会)

第 10 条 町長が必要と認める施設において、指定管理者選定審議会(以下この条において「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。

3 町長は、必要な期間を定めて、審議会の委員を委嘱し、又は任命する。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第 11 条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第 2 条から第 7 条までの規定中「町長」とあるのは「教育委員会」と、第 2 条、第 4 条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中央町自立生活訓練施設の設置及び管理に関する条例(平成 15 年中央町条例第 23 号)、中央町やすらぎ交流体験施設の設置及び管理に関する条例(平成 16 年中央町条例第 1 号)、砥用町介護予防等拠点施設設置及び管理・運営に関する条例(平成 16 年砥用町条例第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 13 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 9 日条例第 27 号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日(平成 28 年 1 月 1 日)から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 13 日条例第 3 号)

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)附則第 1 条第 7 号に掲げる規定(同法第 51 条の規定に限る。)の施行の日から施行する。